



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバルテレコム
代 表 者 代表取締役社長 谷井 剛
(コード：9445 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 山本 忠幸
電話番号 03-3233-1301

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会において、単元株制度の採用及び定款一部変更について、平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、単元株制度の導入に併せて、株式分割を予定しています。株式分割については、上記株主総会で定款変更案が承認された後、別途開催予定の取締役会において決議を行います。(今回の単元株制度の採用に伴う定款変更の効力発生日は、株式分割の効力発生日と同一とする予定です。)

記

1. 単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨および証券取引所規則の改定に基づき、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社の定款を一部変更して、単元株制度を採用するものです。

2. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 単元株制度の効力発生日

未定 (実施時期が決まりましたら、改めて開示いたします)

(3) 単元未満株式に関する制度

単元株制度の採用により単元未満株式が生じることになるため、単元未満株式の買取りまたは買増しにかかる制度を上記効力発生日以降に実施します。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

<公告の方法の変更>

インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものです。

<単元株制度の採用>

- ①単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設します。
- ②単元未満株式の権利について定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設します。
- ③単元未満株式の買増し制度を採用するため、第 9 条 (単元未満株式の買増し) を新設します。
- ④第 7 条から第 9 条の新設およびこれに伴う条数の繰下げについて効力発生日を定めるため、附則を新設します。

単元株制度の導入に併せて、1 株を 100 株以上 (100 株単位) とする株式分割を予定しています。

株式分割については、株価水準を踏まえ、別途取締役会において決議を行い、実施する予定です。(今回の定款変更案のうち、単元株制度の採用に伴う定款変更の効力発生日は、株式分割の効力発生日と同日とする予定です。)

なお、株式分割の決議をされましたら速やかに開示いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 [同左]</p>
<p>[新設]</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>
<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 [同左]</p>
<p>[新設]</p>	<p>[以下条数繰り下げ] 附則 第1条 <u>第7条ないし第9条は、当社が単元株制度を導入した時から有効とし、同日をもって本条を削除するものとする。</u></p>

(注) 附則は、単元株制度の効力発生日を定めるための規定であり、株式分割の効力発生日と同日とする予定です。

(3) 日程

- ①定款変更のための株主総会開催日
平成25年6月20日
- ②定款変更の効力発生日
 - ・第5条(公告の方法)の変更：平成25年6月20日
 - ・単元株制度にかかる変更：未定 (実施時期が決まりましたら、改めて開示いたします)